

安倍内閣による憲法第九条の解釈変更をどう考えますか？

ご存じのように、安倍内閣は、七月に、日本国憲法第九条のもとでは集団的自衛権は認められないとの従来の政府の見解を変更する閣議決定をおこないました。

日本国憲法第九条は？

次の2項から構成されています。

◎日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

◎前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



県民のみならず！

七月に決定した安倍内閣の閣議決定には、一つは、従来の海外派兵法に記載されていた「武力行使をしてはならない」「戦闘地域にいつてはならない」との歯止めを外すこと、もう一つは、現行憲法でも「自衛の措置のためには他国との集団的自衛権が容認される」との内容があります。

これらの内容は、歴代の内閣が現行の憲法では認められない、とする見解を変更し、他国とともに海外で戦争をおこなう道を進めるものです。



「九条医療者の会かごしま」は、安倍内閣による憲法九条の解釈変更に反対！

私たちは、命の尊さを日常の診療の中で日々実感しています。

ひとたび戦争が起これば、戦闘員だけでなく、多くの国民が命を奪われます。

私たちは、数百万人の国民の命が失われた第二次世界大戦の終結を宣言した、八月十五日に改めて、人々の命を奪う戦争を許さない国造りをめざし、現行の日本国憲法の良さを守る運動を進めていくことを決意します。



二〇一四年八月十五日

九条医療者の会かごしま

連絡先：本会の事務局（霧島市国分中央3丁目22-18 吉見謙一気付）